慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔下級審民訴事例研究一一〕 いわゆる家元制度を採って活動を行っている日本舞踊の流派において、当該流派から破門された後も類似「流名」を使用して舞踊活動をしている元名取に対して、家元から提起された「流名」等使用の差止請求が認められた事例(大阪地裁平成元年四月一二日判決)
Sub Title	
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.10 (1990. 10) ,p.112- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19901028-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

任」ないし「職責」が生じることを否定するものではないであろう。 訴法三四条でさえ「判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を 的事案におい て一定の場合に訴訟資料収集に関する裁判所の「責 る趣旨を含むものと解すべき理由はない」と判示しているが、具体 ただ、このように解すると、明文で第三者再審を認めている行

> 期間の制限が存在することとの均衡が問題とならざるを得ないであ 提出することができなかった」ことを要件としていることや、

民 訴 事 例 研 究

級

審

11 後も類似「流名」を使用して舞踊活動をしている元名取に対して、家元から提起された「流名」等 いわゆる家元制度を採って活動を行っている日本舞踊の流派において、当該流派から破門された

使用の差止請求が認められた事例

大阪地裁平成元年四月一二日判決昭和六○(ヮ)二○七号、名称使用禁止請求事件、 判例時報一三〇六号一〇

五頁

「流名」を使用して舞踊活動をしている者に対して、家元が「流 踊の流派において、当該流派から破門された後においても類似 本件は、いわゆる家元制度を採って活動を続けている日本舞

> である。 名」等使用の差止を求めた事案であり、その概要は次のとおり

動を行っている者である。

若柳流は、 Xは、日本舞踊若柳流の宗家として、 同流派を統率し 舞踊活 伝統的な制度である家元

(平二・七・八稿 岡野谷

判例研 ことになると主張して、不正競争防止法に基づき「若柳」の名 称等の使用差止を求めた。

止については判断することなく、規約(契約)に基づいて差止請

これに対し、裁判所は不正競争防止法一条一項二号による差

覚したため、XはYを退流処分にした。しかるに、Yは、右退 ることができない旨及び師範、名取が在籍のまま他の流名を名 柳臣流」なる流派を創流して、舞踊活動を続けている。 流処分を受けた後にも若柳性を名乗り、自ら家元となって「若 なる名称の日本舞踊の新流派を創流した。このような事実が発 きた者であるが、Xに秘密裏に、自己を宗家として「慶祥流」 を分担執行する常任理事に就任し、同流の運営に直接参画して いた。一方、Yは、元若柳流の名取であり、若柳流の運営業務 乗ったり、新流派を創流することは許されない旨が定められて Xはこのような事実関係を主張した上、Yを拘束する前記規

ているので、YがXの分派ではないかとの誤認を世人に与える 柳」姓や「若柳臣流」の名称は、Xの周知の事業表示に類似し として行っている若柳流の舞踊活動は、不正競争防止法一条一 約(契約)に基づいて、「若柳」の名称等の使用の差止を求めた。 項二号にいう営業に当たるとした上、Yが使用 して い る「若 さらに、Xは、右契約に基づく請求と選択的に、同人が宗家

> 判 求を認めた。

制度を採っているが、その宗家は、家元制度における家元に相

定し、右規約には、退流処分を受けた者は若柳の名称を使用す 当するものである。ところで、Xは、若柳流に関する規約を制

右は一種の契約関係であるとして、以下のように判示している。 思に基づいて一定内容の合意を結んだものということができ、 原告が日本舞踊の一流派であり伝統的な家元制度をとる若柳 本判決は、家元と名取とは、氏名の授与を介して、自由な意

流の宗家(「家元」)であること、家元制度が原告主張のような

その後、これを記載した「若柳流名取名簿」を同流の全構成員 日にその統制権の内容等を明文化して原告主張の規約を制定し、 により同流を統率していること、原告が、昭和五三年六月二五 として、右のような構造と特質に由来する統制権を有し、これ 構造と特質を有するものであり、原告が、同流の宗家(「家元」) (名取)に配布したこと、以上のことは既に前記一において判

の権利である統制権に基づきその使用差止を求める権利を有す 元」は、流派を退流した後も流名を名乗る者に対し、慣習法上 示したとおりである。 原告は、これを前提としてこのような家元制度の下では、「家

る旨主張する。

題である。家元の統制権を慣習法上の権利と認めるべきか否か に支持された慣習法上の権利であると認めることとは、 権利が承認されているということと、家元の統制権を法的確 的に承認された制度であり、その中で家元の統制権といわれる しかし、右のように家元制度がわが国の伝統的な制度で社会 別の問

が 利であるとまでたやすく断ずることはできない。 一般を行うに十分な資料はなく、家元の統制権を慣習法上の権 が、本件においては、そのような はの理論的体系との調和を考えるというような作業が行われな が、本件においては、そのような が、本件においては、そのような が、本件においては、そのような が、本件においては、そのような が、本件においては、そのような が行われな を決するためには、まず、家元制度をとる各種集団の慣行の詳

とは、 こにおいて「家元」と「名取」の間に は、右「氏名」の 授与 服することを誓約することを意味するということができる。 元」に対し、当該家元集団の構成員として当該家元の統制権に 用すべき「氏名」を与えられる(貸与される)と同時に、「家 ることを認められ、当該家元集団の活動分野で活動する際に使 の統率者である「家元」から正式に当該家元集団の構成員であ 存在と組織を承認しこれを前提として参加するものである。そ ようとする者は、当然、「家元」に統率される当該家元集団の 家元集団に加わり当該家元集団に固有の技能、芸能等を修得し 意味も持ち得ないものであるかといえば、そうではない。 (貸与)を介して、直接の関係を生じることに なるが、右の関 しかし、反面、家元の統制権は、わが国の法律制度上、 少なくとも、その時点において、同人が、当該家元集団 前示家元制度の構造と特質に照らすと、これに参加した もちろん、「家元」や「名取」の意思に関わりなく何ら 当該家元集団の中で「名取」の資格を取得するというこ ある 何の ے

度の構造と特質に由来する権限)において判示したところに従た「氏名」を、「家元」の統制権の下で、前示一の2(家元制の契約関係を生じ、「名取」は、「家元」から授与(貸与)されの契約関係を生じ、「名取」は、「家元」から授与(貸与)されの表法その他の法律に照らしてみれば、一種の契約関係であるの自由な意思に基づく合意によるものであるから、これを現者の自由な意思に基づく合意によるものであるから、これを現

制度の実態に即したものということができる。前示のとおりである。しかも、その内容は若柳流における家元前示のとおりである。しかも、その内容は若柳流における家元容を明文化したものといえる規約が制定され、それが「若柳流容を明文化したものといえる規約が制定され、それが「若柳流って使用すべきことになると解するのが相当である。

難いというべきである。 係(規約関係)を直接規律するものになっていることは否定し宗家(「家元」)である原告と被告を含む各名取との間の法律関宗家(「家元」)である原告と被告を含む各名取との間の法律関

(評 釈)

法1・川島武宜著作集第一○巻四六頁以下、紋谷暢男「家元の他、家元制度については、川島武宜「家元制度」家族及び家族派名称の保護―若柳流事件判決を契機として―」がある。この派年一二月号(一○三号)一頁以下に、小野昌延=三山峻司「流九年一二月号(一○三号)一頁以下に、小野昌延=三山峻司「流

の理由により当然に発生するようなものではない。右両当事

このように考えると、③乃至③の基礎となった慣習法上の統制

不正競争防止法の制定以前は①の特別法として、右制定

る。

正競業法の研究三八九頁以下がある。本稿はこれらの論稿に負ト八一〇号一〇六頁以下および満田重昭「花柳流名取事件」不名称の不正競争防止法上の保護と自己の氏名の使用」ジュリス

うところが大きいことをお断りしておきたい。

化伝承的制度としての性質をもち、その意味では財産権的営業 別法として位置づけることができるのではないかと考える。す 的側面における人格権の保護であって、①に対する関係では特 なる。私見によれば、①が普通法であるのに対して、②は営業 権というより人格権的性質を有する営業権とみるべきであろう 格権的性質を有するか否か問題がある。しかし、家元制度は文 なわち、②は財産権的性質を有する営業権の保護であって、 に基づく差止請求権の三者の関係をどう考えるべきかが問題に 権、②不正競争防止法に基づく差止請求権および③規約(契約) 法一条一項二号による差止へと移り、本件判決がはじめて規約 氏名権・名義権等人格権侵害による差止請求から不正競争防止 きわめて簡略にいえば、この点の保護をめぐり、従来判例は、 以下に解説があるので、ここでそれを繰り返さない。しかし、 例の判例法上の意義については、右小野=三山・前掲論文一頁 (契約)違反による差止請求を認めたという点にあるといえる。 それでは次に①氏名権乃至名誉権等人格権に基づく差止請求 流派家元の名称保護をめぐる従前の判例の動向並びに本件判

のというべきである。いう順序であって、三者を選択的に併合すべき関係にもないもいう順序であって、三者を選択的に併合すべき関係は、③②①と行法上は、したがって、三者の適用上の優先関係は、③②①と以降は①乃至②の特別法として考えられるべき規律である。現

二 ところで、本件判決は、原告の請求原因中、特に規約に基はなかったと考える。用される規約に基づく差止請求を認容したという点では誤りで用される規約に基づく差止請求を認容したという点では誤りで

取扱っている点には問題があるが、結果的には最も優先して適

本件判決が、②③をあたかも選択的併合であるかのごとくに

づく差止請求を以下のように要約している。すなわち、

「一 家元制度の下では、「家元」は、前記のとおり、家元制度の構を有している。これは長い家元制度の歴理由のいかんを問わず、「家元」が、第一次を開始というべきものであり、定の中で形成されてきた慣習法上の権利というべきものであり、定の中で形成されてきた慣習法上の権利というべきものであり、定定しなければならないことも前記のとおりである。何らかの事情で家元集団を離れた者は、以後、当該家元集団を離れた者が、以後、その権を有している。そして、当該家元集団を離れた者が、以後、その権を有している。そして、当該家元集団を離れた者が、以後、その権を有している。そして、当該家元集団を離れた者が、以後、その権を有している。そして、当該家元集団を離れた者が、以後、当該である。「家元制度の歴史の情報を有いた。これは長い家元制度の構造と特質に由来するという、家元制度の情報を行いた。

「若柳」の名称を使用することはできない。

「苦柳」の名称を使用することはできない。

「ちないことになった。これは、全構成員が宗家(「家元」)である原告にうことになった。これは、全構成員が宗家(「家元」)である原告にうことになった。これは、全構成員が宗家(「家元」)である原告にうことにより、原告から規約第三八条に違いして慶祥流を創流対し、右規約に従って行動することを明文化した規約を制定し、当流の構成員は全員これに従ってとにより、原告は、昭和五三年六月二五日、当流の宗家(「家元」)として二 原告は、昭和五三年六月二五日、当流の宗家(「家元」)として二 原告は、昭和五三年六月二五日、当流の宗家(「家元」)として

の差止請求権と規約上の差止請求権を選択的競合との調和を考え を関習法上の家元の統制権として明文化したものであるが、 求を慣習法上の家元の統制権として明文化したものであるが、 原告は、右規約上の差止請求権を主張しているのではなく、規約 に基づく差止請求権を主張しているのではなく、規約 に基づく差止請求権を主張しているのではなく、規約 に本づく差止請求権を主張しているのではなく、規約 に本づく差止請求権を主張しているのではなく、規約 に本づく差止請求権を主張しているのではなく、規約 に本づく差止請求権を主張しているのではなく、規約 でしているわけではないのである。したがって、本件判決は、 しているわけではないのである。したがって、本件判決は、 でしかし、右のように家元制度がわが国の伝統的な制度で社会的に でしたがって、本件判決は、 でしかし、右のように家元制度がわが国の伝統的な制度で社会的に でしているわけではないのである。ととは、別の問題である。家元の 様間習法上の権利であると認めるべきか否かを決するためには、まず、家元制度をとる各種集団の慣行の詳細を明らかにしてその法律 が制権を慣習法上の権利と認めるべきか否かを決するためには、まず、家元制度をとる各種集団の慣行の詳細を明らかにしてその法律 が制権を慣習法上の権利と認めるべきか否かを決するためには、まず、家元制度をとる各種集団の慣行の詳細を明らかにしてその法律 が構成を考察し、わが国の現行成文法の理論的体系との調和を考え が構成を考察し、わが国の現行成文法の理論的体系との調和を考え

統制権を慣習法上の権利であるとまでたやすく断ずることはできな件においては、そのような作業を行うに十分な資料はなく、家元のるというような作業が行われなければならないと考えられるが、本

たというべきである。しかも、としているが、慣習法上の統制権について論じる必要はなかっ

ると認めることとは、別の問題である。」ことと、家元の統制権を法的確信に支持された慣習法上の権利であり、その中で家元の統制権といわれる権利が承認されているという「家元制度がわが国の伝統的制度で社会的に承認され た 制度 で あ

名称の使用の差止を求める。」

よって、原告は被告に対し、

規約(契約)に基づき、「若柳」

の

論旨がはっきりしない。 と判示しているが、両者間にいかなる相違があるのか必ずしも

さらに、本件判旨にあっては、

の統制権に服することを書約することを意味するということができる持ち得ないものであるかといえば、そうではない。ある家元集団の構造と特質に照らすと、これに参加した者が、当該家元集団の活動と特質に照らすと、これに参加した者が、当該家元集団の市で、「名取」の資格を取得するということは、少なくとも、その時点において、同人が、当該家元集団の統率者である。そして、前示家元制度の体造と特質に照らすと、これに参加した者が、当該家元集団の中で構造と特質に照らすと、これに参加した者が、当該家元集団の中で構造と特質に照らすと、これに参加した者が、当該家元集団の中ではいて、同人が、当該家元集団の統率者である。そして、前示家元制度の体造と特質に照らすと、これに参加した者が、当該家元集団の活動と特徴を表して参加するととを意味するということができる情格に服することを書味するということができる制権に服することを書いてはない。ある家元集団の統領権に服することを書いる。

ない。前半は家元と名取の関係が民法その他の法律に照らし一との部分とがいかなる関係にあるのか必ずしも論旨が明確では

約的に (そうは明言していないが) 契約関係を理由づけるとする。種の契約関係であるとする。これに対し、後半は規約が附合契

たところに従って使用すべきことになると解するのが相当である。」たところに従って使用すべきことになると解するのが相当である。に基づく合意によるものであるから、これを現行の民法その他の法律に照らしてみれば、一種の契約関係であるとみることができる。律に照らしてみれば、一種の契約関係であるとみることができる。体に照らしてみれば、一種の契約関係であるとみることができる。本に照らしてみれば、一種の契約関係で生じ、「名取」の間には、右「氏名」から授与(貸与)を介して、一種の契約関係を生じ、「名取」の活制権の下で、一方の授与(貸与)を介して、直接の関係を生じることになるが、右の関係は、(貸与)を介して、直接の関係を生じることになるが、右の関係は、(貸与)を介して、直接の関係を生じることになるが、右の関係は、

ここにおいて「家元」と「名取」の間には、

右「氏名」の授与

とする部分と

「のみならず、本件の場合、若柳流における家元制度の実態に即りである。しかも、その内容は若柳流における家元制度の実態に即簿」に記載されて全構成員(名取」に配布されたことは前示のとお明文化したものといえる規約が制定 され、それ が「若柳流名取名明文化したものということができる。

きである。」 (「家元」) である原告と被告を含む各名取との間の 法律関係(契約関係)を直接規律するものになっていることは否定し難いというべきである。」

名取になることによって同慣習を内容とする契約関係が家元という一定の内容をもった慣習法ないし事実たる慣習があって、前半の契約関係性は何に由来するものであるのか。家元制度と理由づけているというのであろうか。そうであるとするなら、四か明確ではない。契約関係性を前半・後半の双方から二重に前半の契約関係性と後半の契約関係性とがいかなる関係にある

容易に白地商慣習の存在を認めた結果になっている点に判旨の容易に白地商慣習の存在を認めることになっている点に判旨のか必ずしも明かではない。これに対して、後半は明言しないますく断ずることはできない」とした判示との関係はどうなるのでは、「家元制度をとる各種集団の慣行の詳細を明らかに」することなく「家元の統制権を慣習法上の権利であるとまでたやることなく「家元の統制権を慣習法上の権利であるとまでたやることなく「家元の統制権を慣習法上の権利であるとまでたやることなく「家元の統制権を慣習法上の権利であるとまでたやることなく「家元の統制権を慣習法上の権利であるとまでたやることなく「家元の統制権を慣習法上の権利であるとまでたやることなく「家元の統制権を慣習法上の権利であるとまでたやることなく「家元の統制権を慣習法上の権利であるとまでたやることなく「家元の統制権を慣習法上の権利であるとまでにいる。この理解が正しい名取との情に発生するというのであろうか。この理解が正しい名取との情に発生するというのであろうか。この理解が正しい名取との情に発生するというのである。

問題点があるように思われる。

えば、そうではない」として家元制度を一般的に論じているが、は、わが国の法律上、何の意味も持ち得ないものであるかといさらに、右の判旨の前半は、「しかし、反面、家元の統制権

見解を主張する。すなわち、

芸被告は、若柳流の規約の効力について以下のように消極的

あろう。したがって、本件判決は右判旨前半部分で、家元制度 **慣行の詳細を明らかに」する必要がある点を強調しているので** の内容を一般的抽象的に論じた点でも問題があるように考える いからこそ、本件判決は、他方で「家元制度をとる各種集団の 一概に家元制度といっても各種のものがあり一律に論じられな

というのである。 たものであるから、法的拘束力はない旨主張する。」 思を反映させる手続をとらないで、原告の希望を一方的に文章化し された規約の改正という形式をとらず、かつ、構成員(名取)の意 「また、被告は、若柳流の規約について、それが昭和三七年に制定

わち、 これに対して、本件判決は以下のとおり判示している。すな

構成員(名取)に対する法的拘束力をもつことになると解するのが であれば格別、そうでない限り、原則として前記契約関係を通じて と、被告主張のような事実は、それだけでただちに「家元」の意思 難い。「家元」の意思に基づき作成された「規約」は、その内 容が に基づき作成された「規約」の効力を否定する理由になるとは解し できる。こうした家元集団における規則、規約等の特質を考慮する る限り、その規則、規約等も基本的に右の よ う な 権力を持つ「家 力を持つ「家元」によって統率されるものであり、これを前提とす 著しく構成員(名取)に不利で公序良俗に反するというようなもの 元」の意思によって決定されるべき性質のものであるということが 「しかし、 家元集団は、元来が、前示のような包括的で不定量な権

> 告の主張は採用できない。 その法的拘束力を否定しなければならない理由は見いだし難い。被 の承認決議を経て制定されたものであるから、原・被告間において のではないということができる上、被告も構成員である常任理事会 て日本舞踊界の家元制度の実態に即したものであって特に不当なも 相当である。しかるところ、前記規約は、前示のとおり内容的にみ

としているのである。

が契約内容になるものと思われる。 法とか公序良俗違反とはいえないであろう。したがって、規約 ばならない。結論的にいえば、本件若柳流の規約は内容的に違 であってもよいというわけではないことも指摘しておかなけれ はならず、家元の意思に適うものであればいかなる内容のもの また規約内容も適法でありかつ公序良俗に反するものであって 約それ自体の効力が問われなければならない場合もありえよう。 あるはずであり、規約制定の手続が手続条理に反する場合は規 集団の規約を定める明文の手続に欠けていても、条理的手続が すなわち、家元を中心とする流派集団も一つの集団である以上、 制定しうることになるのであろうか。私は消極的に解したい。 量な権力を持つがゆえにその意思に従いいかなる規約も独自に ではないが、敢えて一言加えておきたい。家元が包括的で不定 右の本件規約の効力を肯定する判旨に結論的に反対するもの

かという点について、被告は、 家元対名取間の契約関係が退流後も名取を法的に拘束する

四

を離脱して契約関係が終了した後は、規約に基づいて「若柳」の名 右契約からは、債権・債務の関係が発生するのみで、被告が若柳流 称の使用差止を請求することはできない旨主張する。」 「原・被告間に規約の条項を内容とする契約が成立したとしても、

これに対し、本件判決は

と判示している。退流後の問題の処理を契約条項とするのは、 求しうると解するのが相当である。被告の右主張も採用できない。 守すべきであり、遵守しない他の当事者に対しては、その履行を訴 り、いわば当然のことである。右合意の当事者は、互いにこれを遵 とができないようなものであったときは別として、そうでもない限 かの理由により効力を失ったり、その内容が法的拘束力を認めるこ た者が、契約関係終了後も右合意に拘束されるのは、右合意が何ら ではない。そして、契約関係終了後の法律関係を規制する合意をし 終了後の法律関係の規制をあらかじめ定めることも許されないわけ 義務を定めたものと解することができ、契約当事者間において契約 称を使用できないとの条項(第二六条)は、まさに退流後の不作為 けのものには違いないが、契約の条項中、退流後には「若柳」の名 「しかし、規約は、原・被告間に債権・債務の関係を生じさせるだ

成である。 それが民法九〇条に違反しない限り有効であるから、判旨に賛

性については何らの判断を示さず、結果的には不正競争防止法 五 上の差止請求については判示しなかった。 若柳流の識別性の問題について若干の判示をしたが、周知 不正競争防止法一条一項二号の問題に関連して、本件判決

> る表示は「三世宗家若柳流」「正派若柳流」「直流若柳流」等である ら区別する識別表示としての意味しかなく、若柳流各派間を識別す 派の宗家であるが、「日本舞踊若柳流」のすべてを主宰する家 元 で り、Xは、そのうちの「三世宗家」又は「三代目宗家」と称する流 有の芸風を承継して舞踊活動を行っている複数の流派 の 総称 で あ というのは、明治二六年に若柳鬱薫によって創流された、壽董の固 ながる日本舞踊の一流派全体を他の流派である花柳流、藤間流等か はない。「若柳流」又は「若柳」なる名称は、 若柳壽童の系譜につ 「本件ではYは若柳流の営業表示性について、「日本舞踊若柳流

として争っている。

として認知されている。 として争った。」 称が「宗家派」を示す名称として広く認識されているとはいえない 活動及び経済活動を行い、社会的にもそれぞれの流派が「若柳流」 各流に属する者は、いずれも「若柳」の名称を使用し独立して舞踊 若柳流」、「正派若柳流」、「直流若柳流」等十数派に分派し、これら る関係にならなければならないが、「若柳流」は、戦後、「三世宗家 又は「若柳」の名称によってXの主宰する「宗家派」を思い浮かべ 「若柳」の名称が広く認識されているといい得るためには、「若柳流 又、Yは周知性については、Xの営業表示として「若柳流」又は したがって、「若柳流」又は「若柳」の名

昭和三〇年に『若柳流西家元』がそれぞれ分派してから後は その後、昭和二六年に『正派若柳流』(後に『正派若柳会』と改称 これに対し、本件で裁判所は、若柳流の識別表示性の問題につ 童によって創流された日本舞踊の一流派を指す名称であったが、 いては、「『若柳流』という名称は、 元来、 明治二六年に若柳壽

し、そうした中でいわゆる分派したものをいうときには、単に れらの分派を含めた総称として使われることもあること、ただ 「若柳流にもいくつかの分派がある」というときのように、そ

『若柳流』とはいわず『正派若柳流』『若柳流西家元』等という

ことになるのであろう。 前者が認められるので、後者について判示する必要がなかった 防止法上の差止請求とが選択的併合の関係にあるものと考えて、 断を示していない。このことは、契約上の差止請求と不正競争 られる」と応答しているが、周知性の問題については何らの判 その流名として『若柳流』との名称を使用していることが認め を付加せず、単に『若柳流』とのみいう方が多く、同派自身は、 といわれることがあるとしても、むしろ、このような識別表示 原告が率いる被告のいう『宗家派』については、『宗家若柳流』 ように何らかの識別表示を付加して指称するのが一般であるが、 以上の理由から判旨に結論的に賛成するが、その理論構成

石 Ж

明

には問題点が多いものと考える。